

所定疾患施設療養費

平成24年度の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月) 所定疾患施設療養費にかかる実施状況

月	病名	件数	治療内容
4月	肺炎	10	・ユナスピン ・尿沈渣 ・クラビット細粒(100) ・胸部X-P
	尿路感染症	11	・レボフロキサシン(100) ・セフトレンピボキシル(100) ・抹消血液一般
5月	肺炎	4	・抹消血液一般 ・ユナスピン ・セフトレンピボキシル(100) ・セフォン
	尿路感染症	7	・レボフロキサシン(100) ・クラビット細粒(100) ・シプロフロキサシン
6月	肺炎	5	・抹消血液一般 ・ユナスピン ・胸部X-P ・シプロフロキサシン
	尿路感染症	5	・レボフロキサシン(100) ・ファモチジン ・フロモックス(100) ・セフォン
7月	肺炎	4	・抹消血液一般 ・クラビット細粒(100) ・尿中一般 ・セフトレンピボキシル(100)
	尿路感染症	6	・尿沈渣 ・レボフロキサシン(100) ・ユナスピン
8月	肺炎	2	・抹消血液一般 ・ユナスピン ・尿沈渣 ・レボフロキサシン(100)
	尿路感染症	4	・クラビット(500) ・クラビット細粒(100)
9月	肺炎	2	・抹消血液一般 ・セフトレンピボキシル(100) ・尿中一般 ・ユナスピン
	尿路感染症	8	・尿沈渣 ・クラビット細粒(100) ・レボフロキサシン(100)

10月	肺炎	7	・胸部X-P・CT ・抹消血液一般 ・ユナスピン	・レボフロキサシン(100) ・セフトレンピボキシル(100)
	尿路感染症	4		
11月	肺炎	2	・抹消血液一般 ・ユナスピン	・クラビット細粒(100) ・セフトレンピボキシル(100)
	尿路感染症	2	・フロセミド(20)	
12月	肺炎	3	・胸部X-P	・セフトレンピボキシル(100)
	尿路感染症	2	・抹消血液一般	・レボフロキサシン(100)
1月	肺炎	6	・抹消血液一般 ・レボフロキサシン(100)	・ユナスピン ・セフトレンピボキシル(100)
2月	肺炎	6	・抹消血液一般	・セフトレンピボキシル(100)
	尿路感染症	2	・ユナスピン	・セフオン ・レボフロキサシン(100)
3月	肺炎	6	・抹消血液一般 ・尿沈渣	・セフオン ・レボフロキサシン(100)
	尿路感染症	1	・尿中一般 ・セフトレンピボキシル(100)	・ユナスピン